

調達価格等算定委員会（第35回）－ 議事要旨

日時：平成30年1月19日（金曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館地下2階講堂

○出席者

山内弘隆委員長代理、高村ゆかり委員、辰巳菊子委員、山地憲治委員

○議題

1. 前回のご指摘事項について
2. 風力発電・地熱発電・中小水力発電について

○議事要旨

1. 前回のご指摘事項について

委員

- ・保証金における不可抗力事由については、災害の範囲を激甚災害まで広げたうえで、現地調査を行って直接の被災をきちんと確認するという事務局案に賛成。
- ・今後、バイオマス液体燃料区分にパーム油以外を追加する場合には、持続可能性基準や燃料の安定調達、食用との競合を委員会がチェックするという事務局案は適切と考える。
- ・バイオマス発電については、持続可能性の基準、証明方法やCO2の発生量などの確認方法が具体的に分からない。検討する場を設定するべきではないか。そのうえで、バイオマス液体燃料は、新しい制度ができてから改めて募集を行うべきではないか。
- ・パーム油は既認定案件が相当量あり、今後の導入見込みが分からない。既認定案件の導入動向によっては、今後新規認定は事業が実施できない可能性がある。不透明さの中で判断を行うことは難しく、一定の制度を整える当面の間、バイオマス液体燃料区分の募集をゼロにするということも一つのオプションと思う。
- ・バイオマス液体燃料の持続可能性については、特にパーム油に懸念があることは事実であるため、第三者認証を非常に厳格に運用し、問題が起こった場合には対応をすればよい。将来的なFIT制度からの自立化に不安があり、対象から外すことも含めて検討の余地はあるが、まずは入札の結果や第三者認証の実態を把握してから対応するべきではないか。
- ・バイオマス液体燃料の入札量について、導入量を踏まえて20MWとすることには根拠がある。
- ・仮にバイオマス液体燃料に一定の入札量を認めるとすれば、持続可能性基準への懸念等も踏まえ、その量は保守的に設定せざるを得ない。そのうえで、入札参加資格の審査の段階で、セグリゲーションまで含めた持続可能性基準などを確認する必要がある。
- ・バイオマス発電は常に食用と競合しうるが、バイオマスの燃料利用によって一概に問題が生じるとはいえない。燃料用よりも食用の価格が高いため、入札において適正な上限価格を設定することにより、食用のものは燃料用

として利用されないのではないか。燃料費は一般木質と同等の競争的な水準を見込んだ上限価格の設定が入札制を実施する条件ではないか。

- ・バイオマス液体燃料の持続可能性基準は、運転開始後も確認する必要がある、事業者が報告した燃料のデータを公表すべきではないか。
- ・バイオマスについては、FIT制度上個々の案件の燃料の安定調達や他用途との競合を確認しているが、マクロでの影響について確認する仕組みを今後の検討する必要があるのではないか。
- ・住宅用太陽光のシステム費用については、欧州のモジュールコストは既に日本の4分の1程度の水準になっている。価格目標の実現に向けて、今年度でなくても結構だが、実態を踏まえて検討いただきたい。
- ・利潤配慮期間終了後は「供給量勘案上乗せ措置」を廃止することが原則である。1万kW未満の認定量が少ないので強く事務局提案に反対はしないが、国民負担を伴っている以上、バイオマス発電全体としては相当の認定量があることを踏まえて、原則のとおり措置を廃止してもよいのではないか。
- ・1万kW未満の一般木材等バイオマス発電等は、導入が進んでいないため「供給量勘案上乗せ措置」を維持する事務局の提案に賛成。今後の検討を加える場合でも、こうしたバイオマス発電が地域型である点も踏まえた検討が必要ではないか。

オブザーバー

- ・農林水産省では従来から、純国産エネルギーである地域資源バイオマス由来の地域分散型発電を振興してきているが、食料を所管している立場から、特にパーム油等の食用としても利用されうる輸入バイオマス由来の発電は当省が振興する対象外と考えている。
- ・これまでの委員会で、他用途への影響について委員から発言もあったが、委員会での事業者ヒアリングを踏まえると、現在のFIT認定案件が稼働する場合、国内需要を大きく上回る膨大なパーム油が必要となり、価格上昇による食用への影響を懸念する声があがっている。
- ・今後の入札制導入や安定調達の確保、持続可能性、合法性の確認に当たっては、食用パーム油等を扱う業界団体等の意見を聞きつつ、適正に確認を行っていく必要がある。

事務局

- ・持続可能性等の検討の場については、本委員会との関係も整理しつつ、他省庁とも連携する必要がある。
- ・バイオマス発電については、昨年9月から数回にわたって、入札制度の導入や安定調達と持続可能性の確認方法を追加することを議論し、今考えられる最善の案をまとめていただいている。
- ・バイオマス液体燃料の持続可能性の第三者認証については、ポジティブリスト化すべきというご指摘も踏まえ、認証燃料が非認証燃料と完全に分離されたかたちで輸送などをされたことを証明するサプライチェーン認証までをしっかりと求めることを追加している。

委員長代理

- ・保証金における不可抗力事由については、災害の範囲を激甚災害に限定したうえで、直接の被災を厳格に確認する方向でまとまった。第2次保証金没収が免除される事案の整理についても、事務局提案のとおりまとまった。
- ・液体のバイオマスについては、バイオマス液体燃料区分として一体として扱う方向でまとまった。
- ・来年度以降のバイオマス液体燃料はパーム油に限定し、それ以外の燃料については、委員会でその都度コスト動向を踏まえて適切な区分を議論する方向でまとまった。他方、今年度の認定案件まではパーム油以外も引き続きFIT制度の対象とすることとなった。
- ・バイオマス液体燃料について研究会等を立ち上げることはよいが、そのスケジュール等は具体的に設計しないと分からない。既にFIT申請しているものがある中、ここまで議論を重ね、大体の方向性を出してきた。持続可能性の条件を厳格にするなどの対処はありうるが、バイオマス液体燃料の入札を実施しないというところまで戻るのは難しい。
- ・バイオマス液体燃料については、持続可能性基準の議論を同時並行的に進めつつ、入札を実施する方向となった。具体的には、持続可能性基準や適切な上限価格の設定等を条件としたうえで、入札実施によって様々な情報を得ていくこととなった。
- ・石炭混焼バイオマスについては、まずは来年度の入札結果を注目して、落札案件の大半を混焼案件が占めるという事態などが生じれば、再度検討するという事となった。
- ・1万kW未満の一般木材等、メタン発酵ガス、未利用材、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスの各区分については、導入量が比較的十分ではないため、供給量勘案上乘せ措置を継続する方向でまとまった。

2. 風力発電・地熱発電・中小水力発電について

委員

- ・20kW以上の陸上風力発電については、資本費の設置年別の推移のコストデータも提示していただきたい。
- ・20kW以上の陸上風力発電の接続費用は、実際のデータの中央値、平均値ともに想定値どおりとなっている。
- ・20kW以上の陸上風力発電の設備利用率については、過去3年度に委員会で議論した値の平均を使うという事務局提案で構わない。
- ・20kW未満の小型風力発電は、委員会での事業者ヒアリングを踏まえると、FIT制度からの自立化の見通しが立ちにくい。自立化が見通せるようになった段階で改めて支援するという議論はありうるとしても、現状では事務局提案のとおり、FIT制度上は20kW以上と同じ区分で支援することが合理的ではないか。
- ・洋上風力発電の価格目標8～9円/kWhの根拠は何か。
- ・諸外国における洋上風力発電の入札結果については、系統コストを誰がどういうかたちで負担しているかを教えてほしい。
- ・洋上風力発電については、諸外国と日本の価格にギャップがあるが、FIT制度からの自立化を図るためには、陸上風力発電と同様の8～9円/kWhという目標を掲げることが重要である。このギャップを埋めるため、直近で洋上風力発電の事業計画が増えていることを踏まえると、一般海域の海域利用ルール適用案件について、ルール開

始に合わせて入札制度を導入するという事務局提案に賛成する。一般海域の海域利用ルールを整備は、国の関与によってコストを下げつつ導入を進めるという方向性に沿っており、大変期待している。

- ・入札対象の一般海域を指定した場合、空間の制約と系統の制約により、一定の枠を設定せざるを得ないことから、その箇所で実施する案件が入札制に移行するということには違和感がない。
- ・一般海域利用ルールの適用されない洋上風力発電については、ルール適用案件の入札制度の様子を見たうえで議論を行うことが適切ではないか。
- ・地熱発電と中小水力発電は、データが少なく実態を掴めないものや、相当ばらつきが見られるものもある。買取価格は現時点では据え置いたうえで、今後コストデータの調査を進めていくことが重要ではないか。
- ・地熱発電は1万5,000kWで区分を分けていることにより、それ未満に案件が集中している傾向があるが、本来は効率的な大規模な案件を促進したい。このことを念頭においてコストデータを集めるという事務局提案に賛成。
- ・すべての電源について、価格目標に向けてコストを下げていくうえでは、系統接続費用の低減が重要。別の審議会において議論が必要である。

事務局

- ・洋上風力発電の価格目標については、入札を通して欧州では陸上と洋上の価格がほぼ同等となっていることなどを踏まえ、陸上と同等の目標の下でコスト低減を図っていくということに合理性があるのではないかと考えている。
- ・洋上風力発電の価格目標8～9円/kWhの資本費の中には接続費用の一部が含まれており、系統に関する手続きを透明化しつつ、その費用を低減させていく必要がある。

委員長代理

- ・20kW以上の陸上風力発電の2020年度の調達価格は、資本費と運転維持費は据え置き、設備利用率は過去3年度に委員会で議論した値の平均をとる方向でまとまった。リプレース区分については、昨年と同様の整理とすることとなった。
- ・20kW未満の陸上風力発電については、委員のみなさまが賛同したとおり、来年度以降は20kW以上の陸上風力と同区分と扱う方向でまとまった。
- ・洋上風力発電については、着床式については2030年度までに発電コストを8～9円/kWhという価格目標を設定する方向でまとまった。
- ・洋上風力発電のうち一般海域の海域利用ルールが適用される案件については、このルールの開始とあわせて入札制に移行する方向でまとまった。それ以外の案件については、ルールの整備状況やFIT認定の状況を踏まえて、入札制移行の可能性も含めて、今後委員会で議論することとし、今年度の委員会では2020年度までの調達価格を決定しない方向でまとまった。なお、浮体式については、2020年度の調達価格を据え置くこととなった。
- ・地熱発電と中小水力発電については、基本的に2020年度の想定値を据え置く方向でまとまった。

○お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：０３－３５０１－４０３１

FAX：０３－３５０１－１３６５